

## E) 千葉県の生活保護行政調査結果報告(県内37市)【その1】住まいがない方の保護申請等

	質問	1 千葉市	2 銚子市	3 市川市	4 船橋市	5 館山市	6 木更津市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」(今いる場所)の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	① できます。	①現在地で申請できます。	①できます。	①できる。	できる。 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になる。	① 住まいがない方は、「現在地」(今いる場所)の福祉事務所で生活保護申請ができます。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。	② 案内しておりません。	②そのような案内はしていません。現在地の福祉事務所に実施責任があると考えます。	②案内していません。	②案内していない。	そのような案内はしていません。	② 前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという案内はしていません。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内していますか。	① 案内をしています。	①一時扶助の案内をしています。	①案内しています。	①案内している。	基本的にしている。	① 案内をしています。
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。	② 具体的な期限は設けておりませんが、速やかな支給に努めています。	②期限は設けていませんが、世帯の状況に応じて、随時支給で対応しています。	②具体的な期限は設けていません。可能な限り速やかに支給しています。	②具体的な期限は設けていないが、速やかな支給決定を行っている。また、希望があれば、上記一時扶助については前払いし、領収証等で内容を確認している。	具体的な期限までは設けていないが、可能な限り速やかに支給している。	② 具体的な期限は設けておりません。可能な限り速やかに支給しております。
問3	① 保護申請後、保護開始決定するまでの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。	① 居宅生活が可能なる者については、アパート等の住居の確保を案内し、入居可能な場合には、アパートにて生活してもらいます。なお、当日中にアパートを確保することができなかった場合には、その間、一時的にビジネスホテルやカプセルホテル等への宿泊を案内しています。また、居宅生活ができないと判断される者については、無料低額宿泊所を案内しています。	①すぐにアパート等の確保が難しい方は、民間のシェルターや無料低額宿泊所等を案内しています。	①申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①単身での居宅生活が可能なる場合はアパートを探していただく。不可能な場合は、無料低額宿泊所を案内し、本人同意のもと入所してもらう。	基本的に無料低額宿泊所等の施設を案内している。	① 基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	② 支給しております。	②過去にホテルへ案内し、宿泊した例はありませんが、必要に応じて対応します。	②カプセルホテル等を利用した場合は基準の範囲内で扶助費の支給は可能ですが、当市ではこれまでのところ案内や宿泊費支給の実績はありません。	②単身での居宅生活が可能と判断した者については、アパートが見つかるまでの間、近隣の安価な民間宿泊所、ビジネスホテル、カプセルホテル等を案内し、必要最低限度の宿泊料を支給することとしている。	無料低額宿泊所で事足りるため、ホテルへの案内実績はない。	② 施設を確保できない時等において、数日間旅館を利用してもらい、扶助費を支給した例があります。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。	③ 事務連絡に基づき、居宅生活が可能と認められる者については、アパート等への居宅への入居を指導しています。	③事務連絡のとおり対応しています。	③事務連絡に基づき対応しています。	③居宅での保護が可能と判断できるものについては、居宅への入居を指導し、入居可能な住居に関する情報の提供に努めている。	事務連絡に基づき対応している。	③ 事務連絡に基づき対応しています。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	支給しています。	生活扶助、住宅扶助ともに申請日から起算して支給しています。	保護申請日から起算して支給しています。	支給している。	保護申請日から起算して支給している。	保護申請日から起算して支給しています。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服(平常着)や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	案内し、被服や靴を購入する費用を支給しています。	一時扶助の案内をして支給しています。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費の案内や支給をしています。	現に着用する被服が全くない場合や、衛生面等を考慮して問題があると判断出来る場合は、被服や靴等を購入するために被服費を支給している。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	行っていないが、社会福祉協議会によるフードバンクを案内することはあります。	生活困窮者自立支援業務を委託している機関へ繋ぎ、フードバンクの案内をしています。食料はそのときの在庫によります。	現物支給を行っています。賞味期限切れ間近の避難所用のアルファ米やパン、寄付された米等。	本市で備蓄している非常食を本人の希望があれば現物支給している。	NPO法人と連携して対応している。食料の内容は、その時の在庫による。	フードバンクちばの利用にて対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	コロナ禍による感染の恐れから、高齢の面接相談員が退職してしまい、面接相談員の確保と感染対策に課題があります。	マスクを着用しているため、相談者、面接者双方の表情がわかりづらい点が課題だと考えます。	体温が37度以上ある場合は無料低額宿泊所から入所を断られるため、生活の場探しに苦慮することがあります。	高熱や微熱がある申請者への対応の際、現場での判断が難しい場合がある。	職員側はマスク・フェイスシールドの着用するも、相談者が予防策を一切講じていない。	
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	問6の補足事項として、保護申請時に手持ち金が無い場合には、要保護世帯緊急援護資金貸付金による貸し付けを行っています。			なし	特になし。	

	質問	7 松戸市	8 野田市	9 茂原市	10 成田市	11 佐倉市	12 東金市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	①②保護の実施責任は、要保護者の居住地（居住事実がある場所）又は現在地により定められます。住まいがない方（いわゆるホームレスの方）は、居住地を有しないことから、現在地の福祉事務所に相談し、その福祉事務所に申請を行うこととなりますので、前の晩に寝泊まりした場所に限定されることはありません。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①入院患者や友人宅への滞在者など現在地申請を行える者以外は、保護申請をいたし者自身でアパートの確保や無料定額宿泊所を確保していただいている申請と説明しております。	①居住地がないか、又は明らかでない要保護者であって、当福祉事務所の所管区域内に現在地を有すれば可能である。	①申請を受けます	① 居住地がないか、または明らかでない場合は現在地の福祉事務所に申請できます。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。		② 案内はしていませんが、相談歴の確認という観点から、寝泊まりした場所で相談しているかを確認しています。	②一概に前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきとは案内していません。今後居住できるか、居住するのかなども聞き取りをして判断しております。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきとは案内していません。	②戻れない場合は案内はしません	② 問1①の状態、最初に相談した福祉事務所が実施機関となるものと認識しています。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内していますか。	①②一時扶助については、調査員が「保護のしおり」等の説明と共に布団代（被服費）や鍋・やかん等（家具什器費）の購入費用についても案内及び説明をしています。一時扶助の決定については出来る限り、速やかに処理しています。	① 案内をしています。	①説明しております。	①居宅での生活が可能であると判断すれば、案内をしています。	①申請は可能と案内はしますが、居宅生活ができると認められる者に限り敷金等を支給します	① 案内しています。
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。		② 生活保護法第24条第9項の規定に基づき、対応しております。具体的には、申請から14日以内、特別な事情がある場合には30日以内としています。	②具体的な期限の説明はしてはおりません。原則として一時扶助申請の決裁後14日を目安に支給する旨を伝え、急ぐようであれば申請者と話し、できる限り早く払える日を提示しております。	②具体的な期限は設けていませんが、可能な限り、速やかに支給しています。	②保護開始時に敷金等を支給するのであれば、保護申請と共に、一時扶助の申請を受理し、開始決定と同時に敷金等を支給するため、法定期限内となります	② 具体的な期限は設けていませんが、申請受理後速やかに支給しています。
問3	① 保護申請後、保護開始決定までの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。		① 申請時に一時的な居所の確保が必要な方については、状況に応じて、民間の宿泊施設、即日入居可能なアパート、無料低額宿泊所を案内しています。	①申請場所で過ごすように伝えております。	①基本的には無料低額宿泊所を案内していますが、要保護者の体調等に応じて、病院等を案内します。	①福祉施設等への入所が不要である身体状況であれば、基本的に無料低額宿泊施設を案内します	① 申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には申請時に無料低額宿泊所等の施設を案内しています。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	①②③松戸市では、原則的には「無料低額宿泊施設」をご案内し、施設の入所面談を受けていただきます。無料低額宿泊施設に入所とならなかった場合は、保護決定後に住宅扶助の範囲内で宿泊費を支給することは可能です。	② 即日入居可能なアパート、無料低額宿泊所の支援で対応できない場合は、民間旅館を案内し、宿泊費を支給しています。	②ホテルを確保しておりませんので支給していません。	②原則として支給していませんが、帰国者が新型コロナウイルスの検査後、空港近くでのビジネスホテルでの待機が必要な場合は宿泊費の支給をしました。	②可能と認識しておりますが、市内に適切なホテル等がないため、案内はしていません	② 当市では安価な宿泊施設が無いため実例はありませんが、住宅扶助費の範囲内で支給可能です。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。		③ 即日入居可能なアパートには限りがあります。申請当日に居宅を定めることが難しい場合には、無料低額宿泊所や、民間の宿泊施設を案内することはやむを得ないと考えます。その後、アパート転宅可能と判断できる方は転居を案内し、支援しています。	③無料定額宿泊所にこだわらず、アパートを確保できる者はアパートで申請しております。	③事務連絡に基づき対応しています。	③要保護状態と判断され、そのまま生活保護の相談へ引き継がれます	③ 事務連絡に基づき対応しています。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	扶助費は保護が決定した後に支給されることから、申請した日に支給されることはありません。ご指摘のとおり、生活保護の決定は申請日に遡って適用されます。	支給しております。	住宅扶助は事前に家賃を支払っていない場合に、日割り分を支給。生活扶助は申請日から支給。	保護申請日から起算して支給しています。	申請日からの扶助費を支給しています	申請の意思を確認した日から起算して支給しています。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服（平常着）や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	基本的には、平常着や靴の費用については、生活扶助の中で賄うこととなります。	支給要件に該当する場合には案内し、支給しております。	申請時、長期入院・退院、災害時など支給できる要件に該当する場合は説明しております。	現に着用する被服が全くないかまたは全く使用に堪えない状況にある者については、被服費にて布団、被服や靴を購入する費用を支給しています。	一時扶助の案内は行っており、現物支給が原則と認識しておりますが、実際には領収書により精算しています	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に堪えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	生活保護制度において食糧支援は行っていません。社会福祉協議会のフードバンクや当課にある食材（地域共生課から「フードドライブ」での食料品等）を相談者の申述から急迫性があると判断された場合にご案内しています。	当課において直接の支援はしていませんが、パーソナルサポートセンターがフードバンク事業を行っているため、案内しております。	保護申請時に手持金少額の場合は、決定までの繋ぎとして社会福祉協議会から借入れをするが、それでもなお必要とする場合にフードバンクや社会福祉協議会から、在庫があるもの（アルファ米、米、カレーのレトルト、缶詰等）を数日分支給する。	寄付により福祉事務所に食料が保管されている場合は、アルファ米、カップラーメン、水などを支給することがあります。また、フードバンクにより対応することもあります。	社会福祉協議会で行うフードバンク事業を利用します。内容はその時々でストックされているものが違いますが、米、乾麺、缶詰、レトルトカレー等です	「フードバンクちば」と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	ありません。	訪問を拒まれる点。感染者からの申請に際し、資産調査が進まない点。	感染リスク低減のため相談を電話で受けたいが、ほぼ来庁され、1時間以上の対応となる。	成田国際空港から発熱している要保護者が来所した場合の相談室の確保や対応について	住居のない方に発熱がみられる場合	密を避けながらの面接相談に苦慮しています。
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	ありません。	特になし				

	質 問	13 旭市	14 習志野市	15 柏市	16 勝浦市	17 市原市	18 流山市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地を所管する保護の実施機関に実施責任があります。	①急迫する入院患者等においては救急搬送元での急迫保護となるが、漫画喫茶などに寝泊まりしている場合においても現在地において保護申請は可能。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請は出来ます。	①できます。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は、福祉事務所に保護申請があれば受理し、現在地を調査した後、現在地が判明した時点で実施責任のある福祉事務所に資料の回付及び移管を行います。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。	② 案内をしていません。	②していない。	② 前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。主にどこで生活しているかの確認のため聞き取りはしますが、申請は訪れた第1相談所で受けます。	②案内していない。	② 前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。	②案内をしていない。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内をしていますか。	① 案内をしています。	①している。	① 案内をしています。	①している。	① 案内をしています。	①案内をしています。
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。	② 具体的な期限は設けていませんが、速やかに支給するよう対応しています。	②具体的な期限は設けていないが、申請中であれば保護開始までの間に物件を探し、居住を始め、必要であれば家具什器の申請もするよう案内している。	② 具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②具体的な期限は設けていない。	② 具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②具体的な期限を設けての対応はしていない。
問3	① 保護申請後、保護開始決定するまでの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。	① 無料低額宿泊施設を案内しています。	①具体的な案内はしていない。申請者の意思に任せているが、必ず市内で生活するよう指示している。	① 保護開始決定前は、申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①住む場所のない方は無料定額宿泊所への案内をしている。	① 保護開始決定前は、申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①事例により案内は多岐に渡ります。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	② ビジネスホテル等の案内はしていません。	②具体的な案内はしていないが、申請期間中に利用した漫画喫茶等の料金等は、領収書の提出に基づき支給している。	② 施設を確保できない時等において、やむを得ずカプセルホテルなどを利用した時は、1カ月の住宅扶助費の範囲内で支給しています。	②過去に例がない。	② 施設を確保できない時等において、カプセルホテルなどを利用してもらい、扶助費を支給しております。	②案内をしていない。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。	③ 特に対応はしていません。	③事務連絡に基づき対応している。	③ 事務連絡に基づき対応しています。	③事務連絡に基づき対応している。	③ 事務連絡に基づき対応しています。	③事務連絡に基づき対応しています。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	保護申請日から起算して支給しています。	保護の適用の開始は申請日まで遡るので、現物給付も含め遡及し支給している。	保護申請日から起算して支給しています。	している。	保護申請日から起算して支給しています。	保護申請日から起算して支給しています。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服（平常着）や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	現物支給は行っていません。被服については案内をし、必要に応じて支給をしています。	現物支給は行っていない。保護開始までの間にどうしても必要であれば、社会福祉協議会の緊急小口貸付を案内している。	現状を確認し、着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。	基本は生活扶助費から捻出するものであり、ケースバイケースの対応と考える。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	現物支給は行っていませんが、代替として社会福祉協議会のフードバンクを利用しています。フードバンクの内容は在庫の状況によります。	行っていない。	自立相談支援機関と連携してフードバンクの活用で対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	問5と同じ。必要と判断した際にはフードバンクの活用も検討する。その時の在庫により提供できる食料は異なる。	いちほら生活相談サポートセンターと連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	社会福祉協議会を連携して対応しています。食料の内容はその時の在庫によります。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	特にありません。	感染拡大を防止するためカウンターに仕切りを設け対応しているが、プライバシー確保や調査そのものの熟練度において課題がある。	窓口に見えた際に発熱等の症状が見られる場合の居所が無い方の対応。また窓口接客後の消毒等。		面接相談・申請時の感染防止対策について、窓のない個室があり換気ができないことが課題としてあります。	・相談件数の増加に伴う相談員の不足。
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。	特にありません。					

	質 問	19 八千代市	20 我孫子市	21 鴨川市	22 鎌ヶ谷市	23 君津市	24 富津市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①居住地がない又は明らかでない相談者から、現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①できる。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地とされるため、居住地がないか又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護の実施責任があるため、申請は可能である。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。	②相談の内容を聞き取った上での判断となりますが、原則として居住地がない又は明らかでない相談者が初めて相談した福祉事務所で申請すべきと案内しています。	②状況によるため一概には回答できない。	②そのような考えや案内はしていません。	② そういった案内はしていません。	②上記①から、現在地の福祉事務所に保護の実施責任があるため、そのような案内はしていない。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内をしていますか。	①居宅生活が可能と判断される方に対して、敷金等の一時扶助の支給が可能と案内しています。	①保護申請後に、アパートでの生活を希望され、かつ単身生活が可能方には、家具什器費や敷金等について一時扶助の申請について案内しています。	①状況によるため一概には回答できない。	①案内をしています。	① 必要に応じて案内をしています。	①生活保護手帳にある支給要件等も含めて案内している。
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。	②具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②申請を受けてからの具体的な期限について、案内はしていませんが、申請から14日以内（やむを得ない事情があれば30日以内）に支給の可否について通知しています。	②設けていないが、速やかに対応している。	②具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しています。	② 具体的な期限は設けておりません。	②具体的な期限は設けていないが、会計上可能な限り速やかに支給している。（平均5日程度で支給、保護決定通知には支給日を記載している。）
問3	① 保護申請後、保護開始決定までの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。	①保護開始決定前は、申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①申請者の希望を伺い、短期間滞在可能な友人や知人宅等があればそちらを勧めますが、無ければ市のシェルターや無料低額宿泊所を案内し、同意が得られれば入居手続きを進めます。	①NPO法人SSS	①保護開始決定前までは基本的には無料低額宿泊所等を案内しています。	① 基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しているが、申請者の意向を慎重に確認し、安易な誘導のないよう適切に対応している。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	②実績はありません。	②相談者の状況に応じて対応しています。	②していない	②稀な例ではありますが、施設を確保できない場合はビジネスホテルを利用して、扶助費を支給しています。	② 今までに事例がありません。	②近年、ホテル等へ案内した事例はない。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。	③事務連絡に基づき対応しています。	③従前より、不動産業者との連携により必要に応じて情報の提供は受けています。しかし、契約にあたっては敷金等の準備が必須であり、生活保護申請後の迅速な決定処理が求められます。	③事例がないが、必要があれば対応する。	③事務連絡に基づき対応しています。	③ 事務連絡に基づき対応をしますが、該当する事例はありません。	③要保護者の意向を慎重に確認し、無料低額宿泊所等での生活を安易に誘導することのないよう配慮し、住居の確保については自立相談支援機関等と連携し対応している。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	保護申請日から起算して支給しています。	保護決定後は、申請日に遡って起算し扶助費の支給を行っています（医療扶助等の現物支給を含む）。	している。	保護申請日から起算して支給しています。	保護申請日から起算して支給しています。	保護申請日から起算して支給している。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服（平常着）や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。	保護開始時等、定められた場合において着用する平常着が全くない又は全く使用に耐えない状況にある場合は、一時扶助の申請を案内し支給しています。	事例がないが、必要があれば対応する。	規定通りに現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支出しています。	必要に応じ案内しております。	生活保護手帳にある支給要件を満たしていれば被服費を認定し、その費用を支給している。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	社会福祉協議会やフードバンクと連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	保護申請後、急迫している場合等申請者が必要とした時には、食料の現物支給を行っています。その際は、フードバンクを案内するほか、市民から寄付を受けた食料品（缶詰など保存が効くもの）を提供しています。	社会福祉協議会のフードバンクを利用。	NPO法人のフードバンクちばを利用しています。希望は出せませんが基本的にその時の在庫によります。	生活困窮者支援部門と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	市社会福祉協議会と連携し、フードバンクを活用している。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	相談者に発熱等のコロナ疑いの症状があった場合、隔離された面接場所の確保、かかりつけ医が無い場合の受診先の調整等、対応に苦慮する場合があります。	病院や施設からの申請の際に、訪問の制限があったり、相談者の自宅に何う場合でも面接することへの不安を抱える方が多く、直接会って話が出来なかったり、実態調査が行えないことがあります。	受け付ける側として、公私ともに感染リスクが少なくないよう行動し、毎日検温している。	申請者又は同居人に新型コロナウイルス感染者がいた場合、感染の危険があるため相談の際にも距離や消毒など一段と注意する必要性がありました。		特になし。
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。		問7のように直接面接が出来ない場合は、病院や施設の職員に協力を仰ぐなどをしながら、電話での申請を受け付けています。		特にございませぬ。		特になし。

	質 問	25 浦安市	26 四街道市	27 袖ヶ浦市	28 八街市	29 印西市	30 白井市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	①住まいがない方であっても、現在地として申請出来ます。	① 記入例と同様、居住地がない、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に実施機関となります。	①できます。居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になると考えています。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	① 居住地がないか明らかではない場合は、今いる場所を「現在地」として、現在地を所管する福祉事務所に保護申請をすることになると案内しております。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。	②していません。①の取り扱いをしています。	② 特にそのような案内はしていません。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという案内はしていません	② 前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。	② その様な案内はしていません。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内していますか。	①案内しています。	① 案内しています。	①案内しています	①必要に応じて案内、説明をしています。	① 案内しております。	①案内しています
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。	②特にしていませんが、その必要性から早めに対応はしております。	② 特に期限を設けて対応していません。	②具体的な期限は案内していない。口座振込を希望の場合は定例日（毎月5日）、早急な対応が必要な場合は可能な限り速やかに支給しています。	② 具体的な期限までは設けておりません。	② 具体的な期限は設定していませんが、速やかに支給できる様対応しております。	②具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。
問3	① 保護申請後、保護開始決定するまでの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。	①基本的には、無料低額宿泊所を案内しますが、本人の希望、状況などによっては、簡易宿泊所などの利用も検討しています。	① 無料低額宿泊施設等へ案内しています。	①無料定額宿泊所を案内。興味があれば面接日を調整している。	① 申請者の心身の状況にもよりますが、無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	① 入院治療等の必要性がない場合は、基本的に無料低額宿泊所等を案内しております。	①市内に旅館業法に基づくホテル旅館がほとんどありませんが、手持ち金の有無、社会福祉協議会の貸し付け等の利用により、ビジネスホテル等を促しています。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	②必要に応じて案内し、所在地の基準額を支給しています。	② これまでに支給事例がありません。	②実施していません	② 現在のところ支給した例はありません。	② 現状、ビジネスホテル等に案内した事例はなく、支給した実績はございません。	②①の状況により扶助費を支給しています。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。	③事務連絡に基づき適切に対応しています。	③ 事務連絡に基づき対応します。	③事務連絡に基づき対応しています	③	③ 当市で民間宿泊所等を確保する等の対応はしていませんが、千葉県が確保したビジネスホテル等の情報を生活困窮者自立相談支援事業所と共有する等、関係機関で連携して対応しております。	③事務連絡に基づき対応しています。なお、速やかな保護決定を行いつつ、対象者の生活課題の早期解決が求められる。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	支給しております。	支給しています。	申請日に遡って支給しています	保護申請日から起算して支給しています。	・保護申請日から起算して支給しております。	保護申請日から起算して支給しています。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服（平常着）や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	案内とともに、支給しております。	保護開始時の状況を鑑みて、必要とあらば支給するといった対応をしています。	現物支給は行っていないが費用は一時扶助で対応している	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費を支給する。	・現物支給は行っておりません。	現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	金銭支給につき、医療以外の現物支給はないです。	以前はフードバンクを利用していました。が、利用申込書をFAXで送付して欲しいといった話が出たため、現在は社会福祉協議会のフードバンクのみで対応しています。お米や菓子類、レトルト食品が主になります。	現物支給は行っていない。フードバンク千葉へ食料の支援依頼を行っている。食料の内容は在庫次第。	社会福祉協議会等と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	・現物支給は行っておりません。その代りフードバンク等を案内しております。	社会福祉協議会と連携しながら行っている。協議会が保有する食料を適宜支援しています。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	若年齢層の相談、申請が多くなっています。	医療機関や介護施設に入院・入所中の者について、コロナ禍のために実地調査が出来ず、仕方なく本人に会えずに保護を開始した事例があるなど、訪問調査に支障が出た。		今のところありません。	特に現段階でなし	
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。		問2の①については、アパート暮らしが可能と思われる者について案内をしていますが、これまでの生活状況から無料低額宿泊所を転々としている者には消極的にならざるを得ません。			特になし	

	質問	31 富里市	32 南房総市	33 匝瑳市	34 香取市	35 山武市	36 いすみ市	37 大網白里市
問1	① 住まいがない方であっても、「現在地」（今いる場所）の福祉事務所で生活保護申請はできますか。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①現在地保護として申請を受け付けている。	① 居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、そこが実施機関になります。	①「現在地」での申請を受け付けています。	居住地がないか、又は明らかでない場合は現在地の福祉事務所に保護申請があれば、実施機関となります。なお、個別のケースは生活保護の法令・通達等に基づき行っております。
	② 上記①について、前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきと案内していますか。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。	②前の晩に寝泊まりした場所で申請すべきという考えはありません。	②そのような案内はしていないが、相談内容から実施責任について疑義がある場合は、当該自治体と調整を図るケースはある。	② 上記①のとりの取り扱いをしておりますので、その様な案内はしていません。	②現在地保護の説明をに対応しています。	②現在地での申請ですから前の晩にいた所場所での申請という案内はありません。	生活保護の法令・通達等に基づき行っており、個別に判断しています。
問2	① 生活保護法30条の居宅保護の原則から、保護申請後にアパート暮らしを始めるための敷金や家具什器費について一時扶助の申請が可能であると案内していますか。	①案内をしています。	①案内をしています。	①している。	① 支給可能な一時扶助については案内をしています。	①案内をしています。	①案内しています。	案内している。
	② 上記一時扶助の申請について、「申請を受けてから〇〇日以内に支給する」のような具体的な期限を設けて対応していますか。その場合、内容について教えてください。	②具体的な期限は設けておりません。	②具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②設けていない。	② 具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。	②期限は設定していませんが可能な限り速やかに支給しています。	具体的な期限までは設けておりませんが、可能な限り速やかに支給しております。
問3	① 保護申請後、保護開始決定までの間、どこで過ごしてもらうように案内していますか。	①保護開始決定前は、基本的には無料定額宿泊所を案内しております。	①保護開始決定前は、申請者の心身の状況にもよりますが、基本的には無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①「住まいがない方」であるので、「保護開始決定」ではなく「安定した住居の確保」まで過ごす場所が必要と考える。即日利用可能かつ住居確保まで利用可能と考えると無料低額宿泊施設が妥当と考え案内している。	① 保護開始決定前は、本人の希望により無料低額宿泊所等の施設か不動産屋の好意により、アパート等に入居していただいております。	①住居確保に向け案内をするほか、保護開始決定前は、申請者の心身の状況や本人の意思に基づき、無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	①介護状態でない限り、無料低額宿泊所等の施設を案内しています。	申請者の希望と心身の状況を考慮している。
	② 上記①について、ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていますか。	②案内はしておりません。	②ビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給はしていません。	②実績としてはないが、数日で住居確保できる見込みがあれば検討する。ただし、相談内容から数日で住居確保が見込めるケースはほぼ皆無であり、設問の施設の利用により【保護の基準別表第3の2】に定める額の超過が予想される。上記①の理由と併せ、無料低額宿泊施設への案内が大半である。	② 上記①の対応ができなかった場合にビジネスホテルやカプセルホテルへの案内と宿泊費の支給をしています。	②支給実績はありませんが、居所を確保できない時等において、宿泊可能な施設を利用して、扶助費を支給することとなります。	②事例はありませんが該当するようであれば支給します。	事例無。
	③令和2年4月14日付事務連絡「生活困窮者自立支援法における一時生活支援事業の活用等について 五 住居を喪失した者に対する生活保護の適用について」を受けて、どのように対応していますか。また、このことについて課題等があれば教えてください。	③事務連絡に基づき対応しています。	③事務連絡に基づき対応しています。	③事務連絡に基づき対応している。	③ 事務連絡に基づき対応しています。	③現在、該当する相談実績はありませんが、居宅での生活が可能で、希望される場合、不動産業者等の案内等、支援します。	③事務連絡に基づき対応しています。	現在のところ、住居を喪失したとの相談者はいない状況です。今後、そのような対象者がいた場合は、事務連絡に基づき対応します。
問4	保護決定が申請日に遡って行われることに伴い、生活扶助や住宅扶助等を保護申請日から起算して支給していますか。	保護申請日から起算して支給しています。	保護申請日から起算して支給しています。	遡及して支給している。	保護申請日から起算して支給しています。	支給しています。	保護申請日から支給しています。	原則として、保護申請日から起算して支給しています。
問5	保護申請者が必要とした時に、被服（平常着）や靴の現物支給は行っていますか。また、被服にかかる費用も被服費として一時扶助の申請ができる旨を案内し、支給していますか。	現物支給は行っていません。支給については、保護申請者の状況により対応しております。	現物支給は行っていません。一時扶助の申請ができる旨を案内しています。	運用として現物支給ではなく、金銭支給を行っている。一時扶助の案内は行っている。	現物支給は行っていませんが、現に着用する被服が全くないか若しくは全く使用に耐えない状況にある者については、被服費にて被服や靴を購入する費用を支給しています。	保護申請があった際には、限度額内において、被服費を支給しています。	DV対応等緊急に避難が必要になり被服が全くない場合等は支給しています。	原則現金給付。
問6	保護申請者が必要とした時に、食料の現物支給を行っていますか。また、現物支給を行っている時は、どのようなものをお渡ししているか教えてください。	NPO法人と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	フードバンクを活用しています。	福祉事務所としては行っていないが、その時点で活用できるフードバンクを利用するケースはある。物品はその時点で提供していただけるものなので決まっていない。	緊急時対応として、乾パンやカロリーメイト等の非常食を渡している場合があります。その他、フードバンクより頂いたこともあります。	NPO法人等と連携して対応しています。食料の内容は、その時の在庫によります。	フードバンク、NPO法人等と連携しています。	個別具体的な状況により対応。
問7	生活保護相談・申請を受け付けることについて、コロナ禍ならではの課題等ありましたら教えてください。	面接が長時間に及ぶことから、感染対策には神経を使っている。	特に課題なし。		感染予防対策が課題。 ・相談者や面接者の体調チェック。 ・無料低額宿泊施設からも体温や自覚症状（味覚、咳、喉の痛み等）の確認を依頼されました。 ・換気ができる相談室が無く、入り口の扉を開放して相談をしているため、プライバシー保護に注意が必要。 ・相談時間が長ならないように、途中で休憩をささむ。			相談時に窓口来所を忌避するケースがある。
問8	問1～問7までの中で上記回答に対する補足事項等ございましたら記入してください。							